

令和8年10月2日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海事振興部 旅客課

(1) 行政処分等の年月日	令和8年10月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	東海汽船株式会社
(3) 処分等の種類	船舶の使用停止命令
(4) 事故等の概要	令和8年1月以降、東海汽船株式会社及び同社所有船舶に対し、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、同社が海上運送法に基づき定めた安全管理規程を遵守していない等、海上運送法に違反する事実を確認した。
(5) 処分等の内容	海上運送法第17条に基づき、下記のとおり、一般旅客定期航路事業の用に供する船舶の使用を停止すること。 ○東京～八丈島航路【関東第110号】 ・船名：橘丸 船舶番号：142125 令和8年10月9日から 令和8年10月28日までの20日間 ○東京～大島～神津島航路【関東第125号】 ・船名：橘丸 船舶番号：142125 ・船名：セブンアイランド結 船舶番号：143663 ・船名：セブンアイランド友 船舶番号：131269 令和8年10月9日から 令和8年10月28日までの20日間 ○熱海～大島航路【関東第142号】 ・船名：セブンアイランド結 船舶番号：143663 ・船名：セブンアイランド友 船舶番号：131269 令和8年10月9日から 令和8年10月28日までの20日間
(6) 違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数 I) 東京～八丈島航路（関東第110号） 92点 （うち輸送の安全に関する違反点数 92点） II) 東京～大島～神津島航路（関東第125号） 96点

	(うち輸送の安全に関する違反点数 96点) Ⅲ) 熱海～大島航路 (関東第142号) 38点 (うち輸送の安全に関する違反点数 38点)
--	---

令和8年10月5日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和8年10月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社東京ウォーターウェイズ
(3) 処分等の種類	警告
(4) 原因となった事故等の概要	令和8年3月27日に、株式会社東京ウォーターウェイズの使用船舶が目黒川を航行中、他船と接触する事故が発生しました。これを受けて、令和8年6月17日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を同社に対して実施したところ、事故等の連絡体制に不備があること等、当該事業者の安全管理規程で定める基準どおりの運用がなされていなかった事実が確認されました。
(5) 処分等の内容	以下に掲げる措置について、令和8年11月5日までに文書により報告すること。 ① 安全統括管理者は、海上運送法第21条の5において準用する第19条の4及び安全管理規程第52条第4項に基づき、当該事業にかかる輸送の安全に係る情報を外部に対して適切に公表すること。 ② 経営トップは、安全管理規程に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 ③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ④ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ⑤ 船長は、安全管理規程第40条及び事故処理基準第4条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置について速やかに運航管理者及び警察署等に連絡すること。また、運航管理者は安全管理

	規程第 4 5 条及び事故処理基準第 4 条に基づき、事故が発生した時は速やかに運輸局等まで事故の状況について報告すること。
(6) 違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数 8 点 (うち輸送の安全に関する違反点数 8 点) 当該事業者の累積違反点数 旅客不定期航路事業 (関東不 1189) 8 点 (うち輸送の安全に関する違反点数 8 点)

令和8年10月8日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和8年10月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	那須興業株式会社
(3) 処分等の種類	警告
(4) 原因となった事故等の概要	令和8年7月21日に、那須興業株式会社の使用船舶が、りんどう湖において栈橋に接触する事故が発生しました。これを受けて、令和8年8月3日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を同社に対して実施したところ、事故発生時等の連絡体制に不備があった等、当該事業者の安全管理規程で定める基準どおりの運用がなされていなかった事実が確認されました。
(5) 処分等の内容	以下に掲げる措置を講ずるとともに、講じた具体的措置について、令和8年11月9日までに、文書により当局宛て報告すること。 1 経営トップは、安全管理規程に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 2 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守及び安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 3 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 4 運航管理者及び船長は、安全管理規程第27条に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について、必要な事項を漏れなく記録すること。 5 船長は、安全管理規程第41条及び事故処理基準第4条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状

	況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び警察官署等に連絡すること。 運航管理者は、安全管理規程第46条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び管轄警察署に事故の概要及び事故処理の状況を報告すること。
(6) 違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数 8点 (うち輸送の安全に関する違反点数 8点) 当該事業者の累積違反点数 一般旅客定期航路事業 (関東98) 8点 (うち輸送の安全に関する違反点数 8点)